

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2024年 4月17日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	2号機	所内用圧縮空気系の計装用圧縮空気系へのバックアップ配管ドレントラップ(湿水分離器)において、動作不良(圧縮空気の漏えい)が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理。 なお、当該ドレントラップの入口弁を「全閉」し空気の漏えいは停止。	GⅢ	4月16日
2	4号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(C)蒸発器液位計継手部において、油の漏えい(滲み)及び下部に油だまり(約94cc)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、油だまりは拭き取り済みであり、継手部は補修テープによる補修、下部に受け皿を設置済み。 また、フロン検知器によりフロンの漏えいはないことを確認済み。	GⅢ	4月14日
3	1・2号廃棄物 処理設備	洗濯廃液系液位接点付き記録計において、動作不良(デジタル表示部にエラー表示及び記録用紙への印字不良)が認められたため、当該記録計を点検・修理。 なお、状態表示画面及び当該記録計のデジタル表示により液位の監視は可能。	GⅢ	4月12日
4	その他	自家用電気工作物管理状態点検において、対象分電盤の点検状況を確認したところ、ここ最近において点検未実施であることが認められたため、速やかに点検を実施するとともに、本件の原因調査・対策検討。	GⅢ	4月11日
5	その他	自家用電気工作物管理状態点検において、点検対象分電盤の電源を「切」にしたところ、緊急時対策支援システムのデータ伝送(気象観測装置、1～4号機放水口モニターデータ)の停止が認められたため、原因調査・対策検討。 なお、分電盤の電源を「入」とし、当該データの伝送再開を確認した。	GⅢ	4月12日